

みんなで育てる、 市民憲章かるた

—初版から「つなぐ版」へ—

読み句 2次募集！

市民憲章につながる活動や、
綾部の魅力、日々の取り組み、願いを
川柳や短文でお寄せください！

応募した読み句が「つなぐ版」に採用されるかも！？

「初版」は、こうやってできました！

① 読み句を公募

市内外から
343作品が
寄せられました！

② 45句を選出

厳正な審査で
45句を
選びました。

③ 絵を制作

イラストには
生成AIを
活用しました。

④ デザイン完成

市民憲章の
6つの柱を
アイコンと**枠**で
表現しました。

⑤ かるた大会

かるた大会を
盛大に
開催しました。

「初版」に採用した作品も大切にしながら、
より多くの**市民や団体のみなさんの思い**が反映された、
「つなぐ版」の制作を目指します。

応募できる人

- 市内に在住・在勤・在学している人
- 市民憲章推進協議会会員・加盟団体
- その他、市民憲章に関心のある人

応募点数

1人（1団体）につき
何句でも応募できます。
50音すべての応募も歓迎

締め切り

令和8年

11月30日（月）

申し込み・問い合わせ先

綾部市市民憲章推進協議会事務局（綾部市市民環境部市民協働課内）
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
TEL 0773-42-4248（直通）FAX 0773-42-4406（代表）
E-mail siminkyodo@city.ayabe.lg.jp



↑ 応募オンライン
フォーム

他薦、の応募も
大歓迎！

地域の
応援したい人たちの
取り組みも
ぜひ読み句に
してください。



みんなで育てる、市民憲章かるた ー初版から、「つなぐ版」へー 令和8年度 市民憲章かるた「つなぐ版」 読み句2次募集

綾部市市民憲章推進協議会では、令和7年度に「市民憲章かるた（初版）」を制作しました。令和8年度は、この初版をもとに、より多くの市民や団体の思い、地域で行われているさまざまな活動を取り入れた「つなぐ版」の制作を目指します。

今回の募集では、市民憲章につながる活動や地域の魅力を読み句として幅広く集め、完成版の制作に生かすとともに、市民憲章の普及や今後のテーマ別かるたづくりなどにも活用します。

選考では、これまで採用した作品を大切にしながら、より多くの市民や団体の思いが反映されるよう、作品の内容や地域性、活動分野などのバランスを考慮して選考します。

1 募集内容

形式：50音のいずれかで始まる川柳（五・七・五）、または短文・標語など

テーマ：市民憲章の6つの柱（平和・自治・教育・環境・産業・計画）に関わる綾部市の魅力や、各項目の推進につながる日々の取り組み、願いなど

※「他薦」の応募も歓迎します

自分や所属団体だけでなく、他の団体や地域で取り組まれている活動を題材にした作品も歓迎します。「この活動を多くの人に知ってほしい」「地域の宝として残したい」と思う活動があれば、ぜひ読み句にしてください。

2 応募できる人

- ・市内に在住・在勤・在学している人
- ・市民憲章推進協議会会員・加盟団体
- ・その他、市民憲章に関心のある人

3 応募点数

1人（1団体）につき何句でも応募できます。50音すべての応募も歓迎します。

4 応募方法

オンラインフォーム（<https://forms.gle/57zezGnEHQU8M+RU7>）から応募いただくか、応募用紙に必要事項を記入し、郵送、Eメール、FAX、持参のいずれかの方法で事務局までご提出ください。

【必要事項】

- ①読み句 ②該当する市民憲章の6つの柱 ③読み句に込めた思いやメッセージ
④氏名（ふりがな）または団体・企業名 ⑤住所 ⑥連絡先（電話番号またはメールアドレス）

5 応募締切

令和8年11月30日（月）



←応募オンライン
フォーム

6 選考・活用

応募作品は、綾部市市民憲章推進協議会で選考し、市民憲章かるた「つなぐ版」の制作に活用します。完成版に採用されなかった作品についても、作品集やパネル展示、市民憲章の普及啓発、今後のテーマ別かるたづくりなどで活用する場合があります。

7 応募上の注意

- ・応募作品は自作・未発表のものに限ります。
- ・他の団体や個人を題材にする場合は、活動を尊重し、事実に基づいた内容としてください。
- ・応募作品は、必要に応じて表現や表記を調整する場合があります。

8 問い合わせ先

綾部市市民憲章推進協議会事務局（綾部市市民環境部市民協働課内）
〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1
TEL 0773-42-4248（直通）FAX 0773-42-4406（代表）
E-mail siminkyodo@city.ayabe.lg.jp